

「精華町の宝もの」デジタルマップ制作業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要項は、「精華町の宝もの」デジタルマップ制作業務の委託にあたり、企画提案による公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定するための必要事項を記載するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

「精華町の宝もの」デジタルマップ制作業務

(2) 業務内容

別紙『「精華町の宝もの」デジタルマップ制作業務仕様書』のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお消費税及び地方消費税額は10%で算出すること。）

3. プロポーザルに係る日程（予定）

- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 実施要領の公表   | 令和8年7月1日（水）                         |
| (2) 質問受付期間    | 令和8年7月9日（木）正午まで                     |
| (3) 質問回答公開    | 令和8年7月13日（月）                        |
| (4) 参加申込受付期間  | 令和8年7月1日（水）から<br>令和8年7月16日（木）午後4時まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年7月28日（火）午後4時まで                  |
| (6) 審査        | 令和8年8月4日（火）（予定）                     |
| (7) 結果通知予定日   | 令和8年8月12日（水）（予定）                    |

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品等の供給（物品の製造の請負、売買、賃借及び印刷製本の業務をいう。）及び役務の提供に関する精華町入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にとっては、更生計画の認可がされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にとっては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できるものであること。
- (6) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年精華町要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 精華町の総合計画や、精華町文化財保存活用地域計画の推進について理解し、これに積極的に協力できるものであること。

## 5. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類
  - ① プロポーザル参加申込書（様式1）
  - ② プロポーザル参加申込受付票（様式2）
- (2) 提出場所 〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70  
精華町教育委員会 生涯学習課
- (3) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。  
(郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。)  
(来庁の場合：午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く)
- (4) 提出期限 令和8年7月1日（水）から令和8年7月16日（木）午後4時まで  
**【必着】**  
※提出期限後に到着した提出書類は無効とする。

## 6. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、電子メール及びFAXにより、質問書（様式任意）にて下記まで送信すること。

- (1) 送信先 精華町教育委員会 生涯学習課  
電子メール：shogaigakushu@town.seika.lg.jp  
TEL：0774-95-1907

FAX：0774-94-5176

※FAXにおいては、送信後、必ず電話により着信確認をすること。

- (2) 受付期間 令和8年7月9日(木)正午まで
- (3) 回答方法 令和8年7月13日(月)午後3時以降に、全ての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開することとし、**個別の回答は行わない。**

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

	項目	様式等	提出部数
①	企画提案書	A4版様式任意、 概ね片面20枚以内とする	正本1部、副本5部 合計6部
	仕様書を基に業務の実施方針を含め、提案内容をまとめたもの。		
②	工程表	様式任意	正本1部、副本5部 合計6部
	本業務のスケジュール(町と受託者の役割分担も含む)を示したもの。		
③	業務実施体制	A4版1ページ以内	正本1部、副本5部 合計6部
	<p>本事業の実施体制について、次に掲げる事項をまとめたもの。</p> <p>① 主担当者氏名、役職、勤務先住所、日中の連絡先</p> <p>② 事業実施体制や業務役割分担</p>		
④	会社概要	様式任意 (会社パンフレット可)	正本1部、副本5部 合計6部
⑤	業務実績	様式任意	正本1部、副本5部 合計6部
	過去に同様の業務を実施した実績がある場合、それがわかるもの。		
⑥	見積書及び内訳書	様式任意	1部
	<p>見積書には、法人(団体)の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。</p> <p>記載金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)とすること。</p>		

見積金額の詳細が分かる内訳書を添付すること。なお、消費税及び地方消費税は、税率10%で算出すること。
--

- (2) 提出場所 〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70  
精華町教育委員会 生涯学習課
- (3) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。  
(郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。)  
(来庁の場合：午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く)
- (4) 提出期限 令和8年7月21日(火)から令和8年7月28日(火)午後4時まで【必着】
- (5) その他
- ① 本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。
  - ② 提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

## 8. 提案説明及び質疑応答の実施

企画提案書の提出後、参加事業者ごとに提案説明及び質疑応答を実施する。

- (1) 開催日時 令和8年8月4日(火)
- (2) 説明者 実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うこととする。
- (3) 開催場所 対象者に対し別途連絡する。
- (4) 開催時間 対象者に対し別途連絡する。
- (5) その他
  - ① 1者あたりの提案時間は20分以内とし、質疑応答の時間は15分以内とする。
  - ② 提案説明に必要なパソコン等の機器は参加事業者にて準備すること。なお、プロジェクター、スクリーン、延長用電源コード、HDMIケーブルは準備不要。

## 9. 審査方法・内容

プロポーザルの審査は、以下の通りとする。

- (1) 企画提案書の内容、見積書等の結果を基に、審査委員会において総合的に評価・審査し、評価点を比較・審議のうえ、総合評価点が最も高い者を、契約の相手方としての優先交渉事業者として選定する。
- (2) 審査基準は別紙「審査基準」の通りとする。
- (3) プロポーザル審査の実施順は、厳正なる抽選によって決定する。

- (4) 総合評価点の最高得点が複数であった場合は、見積金額がより廉価であった者を優先交渉事業者とし、さらに見積金額も同額であった場合には、審査委員会の投票によって決定する。
- (5) 提案者が1者の場合もプロポーザルは実施するが、価格評価は行わないこととする。ただし評価結果においても企画点が最低基準を満たさない場合は、優先交渉事業者としない。
- (6) 下記の場合、当該参加事業者を失格とする。
  - ① 提案説明及び質疑応答を欠席又は指定した時間に遅刻した場合。
  - ② 提出した書類等に虚偽の記載があった場合。
  - ③ 仕様書水準を満たさない提案の場合。
  - ④ 見積金額が2(4)に定める提案上限額を超える場合。
  - ⑤ その他、審査委員会が不相当と認める事由がある場合。
- (7) 審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知し、公開の対象とする。

#### 10. 契約の締結

プロポーザルにより決定した優先交渉事業者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。契約額は、協議による内容変更等により見積額と一致するとは限らない。

なお、本町と優先交渉事業者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合は選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

#### 11. その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わないものとする。

審査基準は以下の通りとする。

区分		審査事項	評価項目	配点
業務遂行力 (30点)	1	会社概要及び 業務実績	本事業に関する十分な実績、ノウハウ及び信頼性があるか。	20
	2	実施体制	本事業を実施するにあたり、確実に遂行できる体制であるか。委託者と意思疎通が図れる体制となっているか。	10
企画提案 (60点)	3	課題に関する理解	本町の課題をよく理解し、それに応じた提案となっているか。	10
	4	より広い参加機会の 確保	機種・端末等による制限を受けづらいうアプリケーションを利用しているか。	10
	5	管理・運営の容易さ	発注者、本事業の協力者・協力施設等にとって管理・運営に係る負担のかかりにくい提案となっているか。	10
	6	トラブル発生時の 対応	アプリケーションエラー等のトラブルが発生した際に、速やかに対応できるよう体制が構築されているか。	10
	7	独自性・将来性	仕様書に定めた事項以外で、本事業を遂行する上で効果的な独自提案があるか。	20
業務費用 (10点)	8	見積価格	「最低見積価格÷当業者の見積価格×10点」で算出する。なお、小数点第1位を四捨五入する。	10
合計				100